

## あい障がい福祉サービス 居宅介護・重度訪問介護 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社あいが開設する あい障がい福祉サービス（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである居宅介護・重度訪問介護（以下、「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、行動時の危険を回避するために必要な援護及び外出時の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
- 2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
  - 3 居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あい障がい福祉サービス
- (2) 所在地 福岡市東区箱崎3丁目21-4-102

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤。従業者兼務。）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 1人以上（常勤）  
サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。
- (3) 従業者 常勤換算2.5名以上  
従業者は、居宅介護等計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。  
ただし、1月1日を除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。ただし、1月1日を除く。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。  
ただし、上記の時間外であっても利用者の要望があればサービス提供を行うとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護
  - ア 身体障害者
  - イ 知的障害者
  - ウ 障害児（18歳未満の身体障害児、知的障害児）
  - エ 精神障害者（18歳未満の精神障害者を含む）
  - オ 厚生労働大臣が定める難病等対象者
- (2) 重度訪問介護
  - ア 身体障害者
  - イ 身体障害児（15歳以上で、児童福祉法63条の3の規定により児童相談所長が利用を認めた児童に限る）
  - ウ 知的障害者
  - エ 精神障害者
  - オ 厚生労働大臣が定める難病等対象者

(居宅介護等の内容)

第7条 事業所が行う居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画、行動援護、同行援護計画の作成
- (2) 身体介護
  - ア 食事の介護
  - イ 排せつの介護
  - ウ 衣類着脱の介護
  - エ 入浴の介護
  - オ 身体の清拭、洗髪
  - カ 通院等の介助
  - キ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助
  - ア 調理
  - イ 衣類の洗濯、補修
  - ウ 住居等の掃除、整理整頓
  - エ 生活必需品の買い物
  - オ 関係機関との連絡
  - カ その他必要な家事

(4) 重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。

(5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2) から (7) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 居宅介護等を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。ただし、利用者負担額の月額については、法第29条第3項の定めによるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護等を行う場合は、次の額を徴収するものとする。

(1) 実施地域外から片道5キロメートル未満 無料

(2) 実施地域外から片道5キロメートル以上、1キロメートル増えるごとに100円とする。

- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福岡市（離島を除く）、古賀市、那珂川市、春日市、糟屋郡とする。

(緊急時等の対応)

第10条 従業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告しなければならない。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施
- (5) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

- (6) 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (7) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。
  - (1) 殴る・蹴る等直接利用者の身体に危害を与える行為
  - (2) 合理的な範囲を超えて長時間を継続させる行為
  - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
  - (4) 強引に引きずるようにして連れていく行為
  - (5) 食事を与えないこと
  - (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
  - (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
  - (8) 性的な嫌がらせをすること。
  - (9) 当該利用者を見做すこと。
  - (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

#### (身体拘束等の禁止)

- 第12条 事業所は居宅介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを必要な事項を記録することとする。
  - 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等の活用可）定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
    - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
    - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (感染症対策に関する事項)

- 第13条 事業者は、事業所において感染症の発生及び蔓延しないように、次の措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。
- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
  - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備
  - (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する居宅介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(研修の確保)

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

(秘密保持)

第16条 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報保持すべき旨に従業者との雇用契約とする。

(苦情解決体制の整備)

第17条 事業者は、指定居宅介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

2 事業者は、苦情を受け付けた場合にはその内容等を記録し5年間保存する。また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。

3 事業者は、指定居宅介護等の提供に関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、または当該市町村からの質問若しくは紹介に応じ及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、提供した指定居宅介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 提供した指定居宅介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市区町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市区町村が実施する事業に協力するように努める。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は他の指定障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 3 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社あいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。